

平成 17 年 11 月 21 日

財団法人財務会計基準機構
企業会計基準委員会 御 中

(名 称) 日本証券業協会
(連 絡 先) 企画部
(住 所) 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8
(電話番号) 03-3667-8454

「実務対応報告公開草案第 16 号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」に対する意見

去る 10 月 14 日付けで公表された標記公開草案について、下記のとおり、意見を提出させていただきます。よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます。

記

番号 1

(1) 意見の該当箇所

標記公開草案 3 ページ中の Q 2 に対する回答。

(2) 意見及び理由

「Q 2 自己新株予約権の会計処理をどのように行うか？」の回答中、「1. 取得時の会計処理」において、「自己新株予約権を取得したときの取得価額は、取得した新株予約権の時価（略）に取得時における付随費用を加算して算定する。」とありますが、保有している間は時価評価をしないものと理解しております。ついては、その旨を実務上の取扱いに明記していただきたくお願い申し上げます。

番号2

(1) 意見の該当箇所

標記公開草案4ページ中のQ3に対する回答。

(2) - 1 意見及び理由

- ① 「Q3 新株予約権付社債の会計処理をどのように行うか？」の回答中、転換社債型新株予約権付社債の説明について、「募集要項において、社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと」との記載があります。
- ② 会社法第287条においては、新株予約権者がその有する新株予約権を行使することができなくなったときは、当該新株予約権は消滅すると規定されておりますが、新株予約権の権利行使に関する事務処理上の観点から、実務上、社債の償還に先立って新株予約権の行使期間が満了するよう、商品設計されております。
- ③ このため、社債が単独で存在する期間が生じることとなり、上記①の転換社債型新株予約権付社債の説明の内容を満たさなくなることとなります。
- ④ つきましては、上記①の転換社債型新株予約権付社債の説明について、「社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと」という記載内容を、例えば、「新株予約権が社債から独立して存在し得ないこと」に変更していただきたく、お願い申し上げます。

(2) - 2 意見及び理由

- ① 「Q3 新株予約権付社債の会計処理をどのように行うか？」の回答中、②「新株予約権について取得事由を定めている場合には、新株予約権が取得されたときに社債も同時に償還されること、かつ、社債について繰上償還を定めている場合には、社債が繰上償還されたときに新株予約権も同時に取得されること」との記載がされております。
- ② このうち、前段の「新株予約権について取得事由を定めている場合には、新株予約権が取得されたときに社債も同時に償還されること」についてですが、発行会社によっては、転換社債型新株予約権付社債を買い入れたのち、転換社債型新株予約権付社債として第三者に譲渡し処分するという場合もあり得ます

ので、例えば、「新株予約権について取得事由を定めている場合には、社債が消滅するまでに取得した新株予約権が消却されること」というように、記載内容を変更していただきたくお願い申し上げます。

- ③ また、後段の「社債について繰上償還を定めている場合には、社債が繰上償還されたときに新株予約権も同時に取得されること」についてですが、発行会社が自己新株予約権のみを第三者に取得させることもあり得ることから、取得のみではなく、当該新株予約権が消却（会社法第 276 条）され、消滅することを要件とすることが必要ではないかと考えられます。また、転換社債型新株予約権付社債の社債要項において繰上償還を定めている場合は、当該繰上償還日に先立ち、新株予約権の行使期間が終了させる例も多く、その場合は新株予約権の取得や消却ではなく、消滅するということになります。
- ④ これらを勘案し、例えば、記載内容を「繰上償還されたときに新株予約権も繰上償還時までに消滅すること」に変更していただきたく、お願い申し上げます。

番号 3

(1) 意見の該当箇所

標記公開草案 5 ページ中の Q 3 に対する回答中の「(2) 取得者側の会計処理」。

(2) 意見及び理由

転換社債型新株予約権付社債の取得者側の会計処理では、現行どおり、転換社債型新株予約権付社債の簿価は新たに交付される株式に引き継がれることから、新株予約権の権利行使の際は、損益が発生しないものと理解しております。ついては、その旨を実務上の取扱いに明記していただきたくお願い申し上げます。

併せて、強制転換タイプの転換社債型新株予約権付社債につきましても、権利行使の際は、同様に、損益が発生しないものと理解しておりますので、これについても、その旨を実務上の取扱いに明記していただきたくお願い申し上げます。

番号4

(1) 意見の該当箇所

標記公開草案6ページ中のQ3に対する回答中の「(1) 発行者側の会計処理」。

(2) 意見及び理由

旧商法では、従前の転換社債型新株予約権付社債について、社債の発行価額と新株予約権の行使に際して払い込む金額が同額でなければならず（旧商法第341条ノ3第2項）、また、通常の新株予約権の行使と同様に、新株予約権の発行価額と新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計が新株の発行価額とみなされるとされておりましたが、会社法では、これらの定めがなくなり、新株予約権が行使されたときに資本金又は資本金及び資本準備金に振り替える額について、発行時に一括法を採用している場合は、当該転換社債型新株予約権付社債の社債金額とされることとなっております。

この場合、会社法第283条（1株に満たない端数の処理）に基づいて、端数の部分については、①切り捨てる、②現金で償還する、③株式時価で返済する、のいずれの方法も採り得ることとなりますが、いずれの場合においても、社債金額（発行価額）から上記①から③に基づき交付された金額を控除した額が、資本金又は資本金及び資本準備金に振り替えられるものと理解しております。ついては、その旨を実務上の取扱いに明記していただきたくお願い申し上げます。

番号5

(1) 意見の該当箇所

なし（その他意見）。

(2)－1 意見及び理由

会社法では、新たに、株式無償割当てに関する規定が創設されたところでありますが、この割当て時における発行会社側及び取得者側の会計上の処理の考え方について、教えていただきたくお願い申し上げます。

(2)－2 意見及び理由

旧商法において認められていた種類株式のうち、①義務償還（買受）株式（商法第222条第1項第3号又は4号）が取得請求権付株式（会社法第108条第1項第5号）のうち取得の対価を現金とするもの、②転換予約権付株式（商法第222条ノ2）が取得請求権付株式（会社法第108条第1項第5号）のうち取得の対価を株式とするもの、③強制償還（買受）株式（商法第222条第1項第3号又は第4号）が取得条項付株式（会社法第108条第1項第6号）のうち現金を対価とするもの、④強制転換条項付株式（商法第222条ノ8）が取得条項付株式（会社法第108条第1項第6号）のうち株式を対価とするもの、とそれぞれ置き換えられておりますが、発行会社側及び取得者側の会計処理はそれぞれ従来どおりと理解しておりますので、その旨を明確にさせていただきたくお願い申し上げます。

以 上